



パブリックコメントの結果をお知らせします

3月に実施した右の方針策定に向けてのパブリックコメントでは、3人の方から7件のご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は次のとおりです。

【主なご意見】 (以下は三鷹市の考え方)

方針全般に関して

コピキタス社会が進むことには賛成。しかし熟慮した方がよい。

本方針は、ICTの利活用により、市民のみなさんが暮らしの豊かさ、便利さなどを実感できる地域社会の実現を目指すものです。いただいたご意見の趣旨を踏まえて、具体的な施策の推進に努めます。

ICTを活用しながらも、コミュニティにおける「生身の人間の参加」を十分に視野に入れるべき。

本方針におけるまちづくりの基本目標は、ご意見と同様の観点に立つものです。ご意見の趣旨を踏まえ、「4本方針が目指すまちづくり」に、「対面的な関係や連携を支え、市民どうし、市民と市など、様々な民学産公の連携を重視して、実施して行くように努めます」との文言を加えました。

ICTに過剰な期待をかけてはならない。狙いを絞り着実に推進するべき。

ICTの活用は、目的ではなく、市民のみなさんが暮らしの豊かさ、便利さなどを実感できる地域社会をつくるための手段、道具であると認識しています。具体的な施策は、この方針に沿って実施していきます。

市民中心の地域社会の情報化推進を図るべき。

自治体の主権者は市民であり、市民本意の地域社会の情報化を推進すべきものと認識しています。ただ、この事業の推進にあたっ

ては、民学産公の協働が必要不可欠であると考えています。

名称・用語に関して

コピキタスなるあいまいな言葉は不要である。

本方針の基本目標は、「いつでも、どこでも、誰でも」が豊かさ、便利さ、楽しさが実感できる地域社会の実現です。この「目標とする社会」を簡潔に表現する言葉として、「コピキタス・コミュニティ」という用語を用いました。なお、「コピキタス」という言葉はまだ十分に普及していないものであることから、用語の解説とともに、その内容を方針の中に記述しています。

推進体制に関して

「推進本部」、「有識者会議」、「推進協議会」の設置は待つべき。

本方針に基づく具体的な事業を実行するためには、市役所内の関係組織が横断的に連携する推進体制が不可欠です。市長をトップとする「推進本部」を設置することで効率的な意思決定を行うことが可能となり、また、専門的な視点から助言や評価を行う「有識者会議」を置くことで、より安全かつ効率的な事業計画の策定、遂行ができるものと考えています。さらに、民学産公の協働による取り組みを進めることが大切であり、開かれた組織として「推進協議会」を設置することとしています。

確定した「三鷹市コピキタス・コミュニティ推進基本方針」の全文、いただいたご意見と市の考え方などは、市のホームページの「パブリックコメント」からご覧いただけます。また、情報推進室(市役所4階)相談・情報センター(市役所2階)市政窓口で配付しています。

「三鷹市コピキタス・コミュニティ推進基本方針」を策定しました

↓情報推進室 内線 2141

「いつでも、どこでも、誰でも」がICT(情報通信技術)の活用によって、暮らしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会(コピキタス・コミュニティ)の実現を目指し、「三鷹市コピキタス・コミュニティ推進基本方針」を策定しました。

この地域のICT利活用推進に関する基本方針を定めること。コピキタス・コミュニティの実現に向けた5つの基本方針に基づき、コピキタス・コミュニティの実現を目指します。

1. 安全・安心な生活環境の実現に向け、市民・事業者、関係機関、市との協働で、ICTを効果的に活用した防犯対策の充実・強化、地域ケアの推進、子ども子育て

2. 地域社会の活性化の促進のためには、地域産業の活性化が必要となることから、ICTを活用した、都市型産業の育成・支援、就労支援、交通の利便性向上などの取り組みを進めます。

3. 魅力ある教育・生涯学習の推進を図るため、学校教育におけるICT利用環境の整備と活用、地域イントラネットを生かした「ミニニ

電子自治体構築の推進、コピキタス・コミュニティの推進体制、コピキタス・コミュニティの実現に向けて、市長を本部長とする「三鷹市コピキタス・コミュニティ推進本部(仮称)」や推進本部に対して専門的な助言を行う「三鷹市コピキタス・コミュニティ有識者会議(仮称)」を設置します。

4. セキュリティの確保およびプライバシーの保護に関する運用ルールづくり

5. 継続的なPDCA(計画・実行・評価・改善)の実施

6. 事業継続性と費用負担のあり方

市では、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法・公正なものとするため、職員の公益通報制度を定めています。職員が市の事務事業に関し法令違反などがあることを知った場合

市職員は、庁内に設置した公益通報委員会委員に通報でき、同委員会が事実の調査と市長への報告などを行うこととしてい

平成18年度は、公益通報の実績はありませんでした。

市職員の公益通報制度運用状況

↓政策法務課 内線 2217

電子申請サービスの利用状況

平成18年度の電子申請利用実績

担当部署	申請内容	合計	
職員課	職員募集	460件	
	嘱託員募集	34件	
	基本健康診査	88件	
	胃がん検診	88件	
健康推進課	子宮がん検診	250件	
	大腸がん検診	33件	
	肺がん検診	17件	
	乳がん検診	151件	
	成人歯科健康診査	15件	
	眼科検診	20件	
	骨粗しょう症健診	10件	
	道路交通課	駐輪場申し込み	110件
	合計		1,276件

市では、平成17年度から、東京都自治体共同運営サービスを利用した電子申請の取り扱いを行っています。

電子申請サービスでは、利用者登録をいただいたり、みなさんのパソコンから各種の申請や届出を行うことができるようになります。

平成18年度の利用実績は下表のとおりです。

市民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報更新処理件数

年月	更新処理件数	1日あたり件数
18年4月	5,625件	281件
5月	4,032件	202件
6月	3,770件	171件
7月	3,516件	176件
8月	4,268件	186件
9月	3,490件	175件
10月	3,772件	180件
11月	3,339件	167件
12月	3,478件	174件
19年1月	3,093件	163件
2月	3,975件	209件
3月	8,059件	384件
合計	50,417件	206件

住民基本台帳カード発行等件数

年度	住民基本台帳カード発行件数	住民票の写しの広域交付件数	電子証明書交付件数
平成16年度	516件	122件	70件
平成17年度	614件	88件	58件
平成18年度	785件	86件	145件

住民基本台帳ネットワークシステムなどの運用状況

↓市民課 内線 2326

住民基本台帳ネットワークシステムは、各区市町村が保有しているみなさんの住民基本台帳情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードといった基礎的な情報を全国的にコンピュータでネットワーク化し、さまざまな行政機関が本人確認をする必要があるときに参照できるようにしたものです。

平成15年からは公的な証明書としても利用できる住民基本台帳カードの発行を開始するとともに、全国どの区市町村からでもみなさんに住民票をお渡しすることができるようになりました。

なお、この間セキュリティ障害・事故などは発生していません。